

公募型プロポーザル方式による建設コンサルタント等の特定手続要領の一部改正に係る新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(趣 旨)</p> <p>第1条 この要領は、<u>県土づくり本部</u>が発注する建設コンサルタント業務等に係る公募型プロポーザル方式による建設コンサルタント等の特定手続に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(対象業務)</p> <p>第2条 公募型プロポーザル方式は、次の各号に掲げる業務のうち、地方自治法施行令第<u>167</u>条の2第1項第2号に該当し、かつ、<u>県土づくり本部長</u>、事業担当課長、現地機関の長（以下「<u>県土づくり本部長等</u>」という。）が必要と認める業務について行うものとする。ただし、特許、著作権、非公開情報等を必要とする業務は、この要領の対象としない。</p> <p>(1) 都市計画調査、地域計画調査、総合開発計画調査、環境影響調査、広報計画調査、意向調査、社会経済計画調査、複数の分野にまたがる調査等、広範かつ高度な知識と豊かな経験を必要とする業務</p> <p>(2) 重要構造物の計画調査、大規模かつ複雑な施工計画の立案、景観を重視した施設設計、複雑な構造計算を伴う設計、難解な解析を伴う地質調査等、比較検討又は新技術を要するものであって高度な知識と豊かな経験を必要とする業務</p> <p>(3) 景観調査、大規模な軟弱地盤対策調査、密度流の二・三次元解析調査、技術・管理システム等の評価検討調査、既設施設の機能診断、先進的技術を要する計測・試験を含む地質調査等、先例が少ない実験解析又は特殊な観測・診断を要する業務</p> <p>(4) 計画から設計まで一貫発注する業務</p> <p>(5) 象徴性、記念性、芸術性、独創性、創造性等を求められる設計業務及び高度な技術的判断を必要とする設計業務</p> <p>(6) その他公募型プロポーザル方式に基づき執行することが適当であると<u>県土づくり本部長等</u>が認める業務</p> <p>2 公募型プロポーザル方式の採用にあたっては、第5条に規定する建設コンサルタント選定委員会（以下「委員会」という。）の審議を経なければならない。</p> <p>(技術提案書の提出者の要件等の決定)</p> <p>第3条 <u>県土づくり本部長等</u>は、委員会において、対象業務に係る技術提案書の提出を求める者（以下「技術提案書提出者」という。）の要件等を決定するものとする。</p> <p>2 技術提案書提出者の要件については、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和<u>28</u>年佐賀県規則第<u>21</u>号）に基づき対象業務に対応する<u>建設コンサルタント登録規定</u>に基づく登録部門について入札参加資格の決定を受けていること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令（<u>昭和22</u>年政令第<u>16</u>号）第<u>167</u>条の4第1項の規定に該当するものではないこと。</p> <p>(3) 佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を、<u>対象業務の技術提案書提出意思表明書の提出期限日から開札の日までの間に</u>受けていないこと。</p> <p>(4) <u>開札の日以前6か月以内に</u>金融機関等において、不渡り手形等を出していないこと。</p>	<p>(趣 旨)</p> <p>第1条 この要領は、<u>県土整備部</u>が発注する建設コンサルタント業務等に係る公募型プロポーザル方式による建設コンサルタント等の特定手続に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(対象業務)</p> <p>第2条 公募型プロポーザル方式は、次の各号に掲げる業務のうち、地方自治法施行令（<u>昭和22</u>年政令第<u>16</u>号）第<u>167</u>条の2第1項第2号に該当し、かつ、<u>県土整備部長</u>、事業担当課長、現地機関の長（以下「<u>県土整備部長等</u>」という。）が必要と認める業務について行うものとする。ただし、特許、著作権、非公開情報等を必要とする業務は、この要領の対象としない。</p> <p>(1) 都市計画調査、地域計画調査、総合開発計画調査、環境影響調査、広報計画調査、意向調査、社会経済計画調査、複数の分野にまたがる調査等、広範かつ高度な知識と豊かな経験を必要とする業務</p> <p>(2) 重要構造物の計画調査、大規模かつ複雑な施工計画の立案、景観を重視した施設設計、複雑な構造計算を伴う設計、難解な解析を伴う地質調査等、比較検討又は新技術を要するものであって高度な知識と豊かな経験を必要とする業務</p> <p>(3) 景観調査、大規模な軟弱地盤対策調査、密度流の二・三次元解析調査、技術・管理システム等の評価検討調査、既設施設の機能診断、先進的技術を要する計測・試験を含む地質調査等、先例が少ない実験解析又は特殊な観測・診断を要する業務</p> <p>(4) 計画から設計まで一貫発注する業務</p> <p>(5) 象徴性、記念性、芸術性、独創性、創造性等を求められる設計業務及び高度な技術的判断を必要とする設計業務</p> <p>(6) その他公募型プロポーザル方式に基づき執行することが適当であると<u>県土整備部長等</u>が認める業務</p> <p>2 公募型プロポーザル方式の採用にあたっては、第5条に規定する建設コンサルタント選定委員会（以下「委員会」という。）の審議を経なければならない。</p> <p>(技術提案書の提出者の要件等の決定)</p> <p>第3条 <u>県土整備部長等</u>は、委員会<u>の審議を経て</u>、対象業務に係る技術提案書の提出を求める者（以下「技術提案書提出者」という。）の要件等を決定するものとする。</p> <p>2 技術提案書提出者の要件については、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和<u>28</u>年佐賀県規則第<u>21</u>号）<u>第2条第2項</u>に基づき、対象業務に対応する<u>建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）</u>に基づく登録部門に係る入札参加資格の決定を受けていること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令第<u>167</u>条の4第1項の規定に該当する<u>者</u>でないこと。</p> <p>(3) <u>対象業務の技術提案書提出意思表明書の提出期限日から開札の日までの間に</u>、佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。</p> <p>(4) <u>対象業務の技術提案書提出意思表明書の提出期限日の6か月前から開札の日までの間に</u>、金融機関等において、不渡り手形等を出していないこと。</p>

改正前	改正後
<p>(5) 開札の日までに、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更正又は再生手続きの申立がなされたものでないこと。</p> <p><u>(6) 過去数年間において対象業務の同種または類似業務の実績を数件以上有すること。</u></p> <p><u>(7) 技術士法に基づく技術士の資格を有する者又は建設コンサルタント登録規程第 3 条第 1 号ロの認定を受けた者で、過去において対象業務の同種または類似業務の実績を有する者を管理技術者及び照査技術者として配置できること。</u></p> <p><u>(8) 対象業務に対応する建設コンサルタント登録規定に基づく登録部門について、一定数以上の</u></p>	<p>(5) 開札の日までに、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更正又は再生手続きの申立がなされた<u>者</u>でないこと。</p> <p><u>ただし、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定した者で、佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則第 2 条第 1 項に規定する入札参加資格審査申請書を再度提出し、再度、入札参加資格の決定を受けているものを除く。</u></p> <p><u>(6) 他の技術提案書提出意思表示書の提出者と資本又は人事面において強い関連がない者であること。</u></p> <p><u>「資本又は人事面において強い関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。</u></p> <p><u>ア 法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 4 条第 2 項及び第 4 項に該当する者（会社）</u></p> <p><u>イ 一方の会社の役員（株式会社の取締役、委員会設置会社の執行役、持株会社の業務を執行する社員及び法人格のある組合等の理事に限る。）が、他の会社の役員を現に兼ねている会社</u></p> <p><u>ウ 一方の会社の役員の配偶者及び親子関係にある者が、現に他の会社の役員の職にある会社</u></p> <p><u>(7) 佐賀県暴力団排除条例（平成 23 年佐賀県条例第 28 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団等でないこと。</u></p> <p><u>「佐賀県暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。</u></p> <p><u>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）</u></p> <p><u>イ 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）</u></p> <p><u>ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者</u></p> <p><u>エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者</u></p> <p><u>オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者</u></p> <p><u>カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</u></p> <p><u>キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</u></p> <p><u>ク 役員等（法人にあっては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあつては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人（営業を営む者に限る。以下同じ。）にあつては当該個人以外の者で営業所を代表するものをいう。）にイからキまでに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人</u></p> <p><u>ケ イからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人</u></p> <p><u>(8) 過去数年間において対象業務の同種または類似業務の実績を数件以上有すること。</u></p> <p><u>(9) 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に基づく技術士の資格を有する者（以下「技術士」という。）、シビルコンサルティングマネージャの資格を有する者（以下「RCCM」という。）又は建設コンサルタント登録規程第 3 条第 1 号ロの認定を受けた者（以下「認定技術管理者」という。）で、過去において対象業務の同種または類似業務の実績を有する者を管理技術者及び照査技術者として配置できること。</u></p> <p><u>(10) 対象業務に対応する建設コンサルタント登録規程に基づく登録部門について、一定数以上の</u></p>

改 正 前	改 正 後																		
<p>技術者（技術士、RCCM）を有していること。</p> <p><u>(9)</u> その他必要な事項</p> <p>3 <u>県土づくり本部長等</u>は、参加資格要件を<u>みたした者</u>に対し、選定通知を行う。</p> <p>4 <u>前項の通知を受ける者が3者に満たない場合は、その案件は中止とし、参加資格要件等を再度検討し、再度公告を行う。</u></p> <p>（技術提案書作成説明書の内容）</p> <p>第4条 技術提案書作成説明書には、次に掲げる事項を記載する。</p> <p>(1) 業務の詳細な内容</p> <p>(2) 技術提案書の作成様式及び記載上の留意事項</p> <p>(3) 技術提案書の提出方法、提出先及び提出期限</p> <p>(4) <u>技術提案書</u>を特定するための評価基準（以下「評価基準」という。）</p> <p>(5) 技術提案書作成説明書に不明の点がある場合の質問の受付方法及び回答手続</p> <p>(6) 技術提案書のヒアリングに関する事項（ヒアリングを実施する場合に限る）</p> <p>(7) 第7条に規定する非特定理由に関する事項</p> <p>(8) その他の<u>県土づくり本部長等</u>が必要と認める事項</p> <p>2 評価基準については、委員会の審議を経て、<u>県土づくり本部長等</u>が定める。この場合において、評価基準の内容は、別に定める「技術提案書評価要領」に沿ったものでなければならない。</p> <p>（建設コンサルタント選定委員会）</p> <p>第5条 本庁または現地機関に委員会を設け、次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) プロポーザル方式の採用の必要性</p> <p>(2) 技術提案書提出者の要件の決定</p> <p>(3) 評価基準</p> <p>(4) 技術提案書の評価及び特定</p> <p>2 委員会の構成は、次のとおりとする。ただし、委員が止むを得ず出席できないときは、説明等で立ち合いの説明がある場合に限り、代理を出席させることができる。なお、委員長が必要と認めるときは委員以外の有識者に委嘱または意見を求めることができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>委 員 の 構 成</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>本庁内</u>委員会</td> <td>委員長 <u>県土づくり本部長</u> 委員 <u>交通政策部長</u> <u>県土づくり本部副本部長</u> <u>交通政策部副部長</u> 建設・技術課長 入札・検査センター長</td> <td><u>本庁内</u>に設置</td> </tr> <tr> <td>課内委員会</td> <td>委員長 課長 委員 室長及び技術監 副課長</td> <td>本庁各課内に設置</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	委 員 の 構 成	備 考	<u>本庁内</u> 委員会	委員長 <u>県土づくり本部長</u> 委員 <u>交通政策部長</u> <u>県土づくり本部副本部長</u> <u>交通政策部副部長</u> 建設・技術課長 入札・検査センター長	<u>本庁内</u> に設置	課内委員会	委員長 課長 委員 室長及び技術監 副課長	本庁各課内に設置	<p>技術者（技術士、RCCM）を有していること。</p> <p><u>(11)</u> その他必要な事項</p> <p>3 <u>県土整備部長等</u>は、<u>競争入札参加資格委員会設置要領に基づく競争入札参加資格委員会での審査の結果、技術提案書提出者の要件を満たした者</u>（以下、「<u>選定業者</u>」という。）に対し、選定通知を行う。</p> <p>4 <u>選定業者数は3者以上であることを原則とするが、2者の場合であっても、これによらず選定業者を特定する手続を進めることができる。</u></p> <p>（技術提案書作成説明書の内容）</p> <p>第4条 技術提案書作成説明書には、次に掲げる事項を記載する。</p> <p>(1) 業務の詳細な内容</p> <p>(2) 技術提案書の作成様式及び記載上の留意事項</p> <p>(3) 技術提案書の提出方法、提出先及び提出期限</p> <p>(4) <u>選定業者</u>を特定するための<u>技術提案書</u>の評価基準（以下「評価基準」という。）</p> <p>(5) 技術提案書作成説明書に不明の点がある場合の質問の受付方法及び回答手続</p> <p>(6) 技術提案書のヒアリングに関する事項（ヒアリングを実施する場合に限る）</p> <p>(7) 第7条に規定する非特定理由に関する事項</p> <p>(8) その他の<u>県土整備部長等</u>が必要と認める事項</p> <p>2 評価基準については、委員会の審議を経て、<u>県土整備部長等</u>が定める。この場合において、評価基準の内容は、別に定める「技術提案書評価要領」に沿ったものでなければならない。</p> <p>（建設コンサルタント選定委員会）</p> <p>第5条 本庁または現地機関に委員会を設け、次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) プロポーザル方式の採用の必要性</p> <p>(2) 技術提案書提出者の要件の決定 <u>(案)</u></p> <p>(3) <u>求める技術提案書内容及び評価基準の決定 (案)</u></p> <p>(4) 技術提案書の評価<u>点の決定</u>及び<u>選定業者の特定 (案)</u></p> <p>2 委員会の構成は、次のとおりとする。ただし、委員が止むを得ず出席できないときは、説明等で立ち合いの説明がある場合に限り、代理を出席させることができる。なお、委員長が必要と認めるときは委員以外の有識者に委嘱または意見を求めることができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>委 員 の 構 成</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>部内</u>委員会</td> <td>委員長 <u>県土整備部長</u> 委員 <u>県土整備部副部長</u> <u>県土企画課長</u> 建設・技術課長 入札・検査センター長</td> <td><u>部内</u>に設置</td> </tr> <tr> <td>課内委員会</td> <td>委員長 課長 委員 室長及び技術監 副課長</td> <td>本庁各課内に設置</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	委 員 の 構 成	備 考	<u>部内</u> 委員会	委員長 <u>県土整備部長</u> 委員 <u>県土整備部副部長</u> <u>県土企画課長</u> 建設・技術課長 入札・検査センター長	<u>部内</u> に設置	課内委員会	委員長 課長 委員 室長及び技術監 副課長	本庁各課内に設置
名 称	委 員 の 構 成	備 考																	
<u>本庁内</u> 委員会	委員長 <u>県土づくり本部長</u> 委員 <u>交通政策部長</u> <u>県土づくり本部副本部長</u> <u>交通政策部副部長</u> 建設・技術課長 入札・検査センター長	<u>本庁内</u> に設置																	
課内委員会	委員長 課長 委員 室長及び技術監 副課長	本庁各課内に設置																	
名 称	委 員 の 構 成	備 考																	
<u>部内</u> 委員会	委員長 <u>県土整備部長</u> 委員 <u>県土整備部副部長</u> <u>県土企画課長</u> 建設・技術課長 入札・検査センター長	<u>部内</u> に設置																	
課内委員会	委員長 課長 委員 室長及び技術監 副課長	本庁各課内に設置																	

改正前			改正後		
現地機関委員会	委員長 所長 委員 副所長 各課長	各現地機関に設置	現地機関委員会	委員長 所長 委員 副所長 各課長	各現地機関に設置
<p>3 課内委員会及び現地機関委員会の審議対象は、設計価格4千万円未満の建設コンサルタント等委託業務とする。</p> <p>4 本都内委員会の審議対象は、設計価格4千万円以上の建設コンサルタント等委託業務とする。ただし、設計価格4千万円未満の建設コンサルタント等業務委託であっても、本都内委員長が必要と認めるときは審議対象とすることができる。</p> <p>5 委員長は委員会を総理する。ただし、委員長不在の時は、委員の中から委員長が指名する者が職務を代理する。</p> <p>6 委員会は、必要に応じ随時に開く。</p> <p>7 委員会の審議は公開しない。また、何人も委員会の審議の内容を漏らしてはならない。</p> <p>8 本都内委員会の庶務は担当事業課、課内委員会の庶務は担当事業課の庶務担当、現地機関委員会の庶務は総務課がそれぞれ行う。</p> <p>(建設コンサルタント等の特定)</p> <p>第6条 県土づくり本部長等は、提出された技術提案書について、委員会の評価をもとに、最適な者を特定する。</p> <p>2 県土づくり本部長等は、前項により特定した技術提案書の提出者（以下「特定した者」という。）に対し、特定した旨の通知を行う。</p> <p>(非特定理由の説明)</p> <p>第7条 県土づくり本部長等は、技術提案書を提出した者のうち特定しなかった者に対して、特定しなかった旨及び特定しなかった理由（以下「非特定理由」という。）を通知する。</p> <p>2 前項の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日以内に、書面により、県土づくり本部長等に対して非特定理由についての説明を求めることができる。</p> <p>3 県土づくり本部長等は、非特定理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に、書面により回答する。</p> <p>4 前3項に規定する内容は、技術提案書作成説明書に明記するものとする。</p> <p>5 第1項の通知に記載した非特定理由は、評価基準の各項目のいずれの観点から特定しなかったかについて明らかにすることとし、当該通知には、第2項に規定する内容を明記するものとする。</p> <p>6 第1項の通知は、前条第2項の通知と同時に進行。</p>			<p>3 課内委員会及び現地機関委員会の審議対象は、設計価格4千万円未満の建設コンサルタント等委託業務とする。</p> <p>4 部内委員会の審議対象は、設計価格4千万円以上の建設コンサルタント等委託業務とする。ただし、設計価格4千万円未満の建設コンサルタント等業務委託であっても、部内委員長が必要と認めるときは審議対象とすることができる。</p> <p>5 委員長は委員会を総理する。ただし、委員長不在の時は、委員の中から委員長が指名する者が職務を代理する。</p> <p>6 委員会は、必要に応じ随時に開く。</p> <p>7 委員会の審議は公開しない。また、何人も委員会の審議の内容を漏らしてはならない。</p> <p>8 部内委員会の庶務は担当事業課、課内委員会の庶務は担当事業課の庶務担当、現地機関委員会の庶務は総務課がそれぞれ行う。</p> <p>(建設コンサルタント等の特定)</p> <p>第6条 県土整備部長等は、委員会での審議結果をもとに、原則として最高の評価点の技術提案書を提出した選定業者を契約予定者として特定することとする。ただし、技術提案書が最高の評価点であっても、別に定める「技術提案書評価要領」において個別の評価項目に設定される非特定要件に該当する場合の他、「技術者評価基準」と「提案内容評価基準」のいずれかにおいて、評価の合計が満点の6割未満である場合及び参考見積価格と参考業務規模が著しく乖離しており、ヒアリングの結果、業務実施方針等の妥当性を確認することができない場合は、当該技術提案書を提出した選定業者を契約予定者として特定しないこととする。 なお、契約予定者として特定する選定業者がない場合は、第7条第1項に規定の通知を行った上で、当該案件は中止とし、技術提案書提出者の要件を検討した上で、再度公告を行う。</p> <p>2 県土整備部長等は、前項により特定した選定業者に対し、契約予定者として特定した旨の通知を行う。</p> <p>(非特定理由の説明)</p> <p>第7条 県土整備部長等は、技術提案書を提出した選定業者のうち契約予定者として特定しなかった者に対して、特定しなかった旨及び特定しなかった理由（以下「非特定理由」という。）を通知する。</p> <p>2 前項の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日以内に、書面により、県土整備部長等に対して非特定理由についての説明を求めることができる。</p> <p>3 県土整備部長等は、非特定理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に、書面により回答する。</p> <p>4 前3項に規定する内容は、技術提案書作成説明書に明記するものとする。</p> <p>5 第1項の通知に記載した非特定理由は、評価基準の各項目のいずれの観点から特定しなかったかについて明らかにすることとし、当該通知には、第2項に規定する内容を明記するものとする。</p> <p>6 第1項の通知は、前条第2項の通知と同時に進行。</p>		

改正前	改正後
<p>7 <u>県土づくり本部長等</u>は、第3項に規定する回答の内容について委員会に通知する。</p> <p>8 第2項及び第3項の期間の算定にあたっては、佐賀県の休日に関する条例（平成元年佐賀県条例第<u>29</u>号）第1条に規定する県の休日を含まないものとする。</p> <p>（契約）</p> <p>第8条 <u>県土づくり本部長等</u>は、特定した者と協議を行い、随意契約を行う。</p> <p>（実施上の留意事項）</p> <p>第9条 前条までのほか、次に掲げる事項に留意しなければならない。</p> <p>（1）技術提案書提出者が、他の建設コンサルタント等の協力を得て、又は学識経験者の援助を受けて業務を実施する場合には、技術提案書にその旨を明記させる。</p> <p>（2）技術提案書の作成及び提出に要する費用は、技術提案書提出者の負担とする。</p> <p>（3）特定しなかった技術提案書は、原則として返却しない。</p> <p>（4）提出された技術提案書は、技術提案書提出者に無断で使用しない。</p> <p>（5）技術提案書に虚偽の記載をした場合は、当該技術提案書を無効とし、虚偽の記載をした者に対して、佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を行うことがある。</p> <p>（6）前各号に掲げる事項は、技術提案書作成説明書において明記する。</p> <p>（その他）</p> <p>第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。</p> <p>附 則 この要領は、平成<u>19</u>年7月<u>27</u>日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成<u>23</u>年7月<u>15</u>日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成<u>25</u>年4月1日から施行する。</p>	<p>7 <u>県土整備部長等</u>は、第3項に規定する回答の内容について委員会に通知する。</p> <p>8 第2項及び第3項の期間の算定にあたっては、佐賀県の休日に関する条例（平成元年佐賀県条例第<u>29</u>号）第1条に規定する県の休日<u>及び8月13日から8月15日までの期間</u>を含まないものとする。</p> <p>（契約）</p> <p>第8条 <u>県土整備部長等</u>は、<u>契約予定者として</u>特定した<u>選定業者</u>と協議を行い、随意契約を行う。</p> <p>（実施上の留意事項）</p> <p>第9条 前条までのほか、次に掲げる事項に留意しなければならない。</p> <p>（1）技術提案書提出者が、他の建設コンサルタント等の協力を得て、又は学識経験者の援助を受けて業務を実施する場合には、技術提案書にその旨を明記させる。</p> <p>（2）技術提案書の作成及び提出に要する費用は、技術提案書提出者の負担とする。</p> <p>（3）特定しなかった技術提案書は、原則として返却しない。</p> <p>（4）提出された技術提案書は、技術提案書提出者に無断で使用しない。</p> <p>（5）技術提案書に虚偽の記載をした場合は、当該技術提案書を無効とし、虚偽の記載をした者に対して、佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を行うことがある。</p> <p>（6）前各号に掲げる事項は、技術提案書作成説明書において明記する。</p> <p>（その他）</p> <p>第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。</p> <p>附 則 この要領は、平成<u>19</u>年7月<u>27</u>日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成<u>23</u>年7月<u>15</u>日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成<u>25</u>年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要領は、平成28年4月1日から施行する。</u></p>